

社会貢献活動を特別遵守事項とする制度に関する参考試案

更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に，次のものを加えるものとする。

善良な社会の一員としての意識の醸成及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。